

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年12月

徳 島 県

はじめに

徳島県の協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）に基づき、県が農林水産省と協同で専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して、農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うことにより、様々な農政課題に対応して本県農業の発展に大きな役割を果たしてきた。

この「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下、「実施方針」という。）は、農業改良助長法に基づき、農林水産大臣が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」及び「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」を踏まえ、徳島県の普及事業の推進方向を示すものである。

本県においては、平成21年4月「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」を施行し、条例に基づき食料の確保や農林水産業の振興等についての基本的な考え方や施策を推進するために必要な事項を定めた「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画（以下、「基本計画」という）」を策定している。

現基本計画（令和3年3月策定）では、就業人口の減少や耕作放棄地の発生、生産基盤の老朽化等のこれまでの課題に加え、頻発化する大規模自然災害や高病原性鳥インフルエンザ・豚熱の全国的な発生等激甚化する危機事象への対応、農業の生産向上に繋がるスマート技術の現場実装をはじめ、気候変動対応や温室効果ガス削減を通じた革新的イノベーションの推進等、未来を見据えた取組を推進するため、「ニューノーマル（新しい日常）への対応」「危機事象に備えた食料生産・供給体制の強化」「スマート農林水産業の実装と労働力の確保」「持続可能な農林水産業の実現」を新たな柱に、重点的に取り組むべき施策を基本戦略として推進しているところである。

このことを踏まえ、普及事業を農政推進の最も基本的な手法の一つとして、基本計画に基づき、今後の本県農業発展のために、本実施方針を基本として普及活動を展開していく。

目 次

第1 普及指導活動の課題

- 1 新しい日常（ニューノーマル）への対応
- 2 危機事象に備えた「食料生産・供給体制」の強化
- 3 「スマート農業」の実装と労働力確保
- 4 「持続可能（サステイナブル）」な農業の実現

第2 普及指導員の配置に関する事項

- 1 普及指導員の配置
- 2 人事交流の促進

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

- 1 普及指導員の資質向上に関する基本的な方向
- 2 普及指導員の研修

第4 普及指導活動の方法に関する事項

- 1 効果的な普及指導活動体制の構築
- 2 普及組織，試験研究組織，教育研修組織の一体的な連携
- 3 普及指導計画の策定及び評価
- 4 重点化による効率的・効果的な普及指導活動
- 5 関係機関等との役割分担
- 6 農業研修教育の充実強化と農業に関する教育への取組

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- 1 各種行政施策の積極的活用と協力体制の整備
- 2 海外技術協力への対応
- 3 その他

第1 普及指導活動の課題

国の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえ、本県の農業・農村の持つ役割や機能が十分発揮されるよう、『『未知への挑戦』とくしま行動計画』及び「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の実現を目指し、次に掲げる課題を重点に普及指導活動を展開するものとする。

1 新しい日常（ニューノーマル）への対応

(1) 「しなやかな」とくしまブランド戦略の展開

ウィズコロナ・アフターコロナ時代における消費者の行動変容に即したマーケットイン型の産地育成を進めるため、産地構造改革を展開し、競争力の高い産地・人材の育成を支援する。

(2) 選ばれる6次産業化の促進

地域資源を活用した6次産業化を行う農業者や志向する農業者に対して、6次産業化サポートセンターと連携して、取組段階に応じた支援を行い、人材を育成・確保する。

(3) 戦略的な海外展開

「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」に基づき、香港やEU等を対象として、「なると金時」や「すだち」、「加工品」等の輸出の促進・拡大を図るため、検疫等に対応した生産・出荷体制の整備を支援するとともに、輸出に取り組む人材・産地を育成する。

(4) 移住定住に向けた都市農村交流の促進

農山村の持つ豊かな自然や食、歴史、文化等、魅力ある地域資源の活用支援や、新たな生活様式に対応した農業体験活動を行う農家民宿の育成、農家での体験学習民泊の推進等を行い、都市との交流や副業就農等、関係人口の増加による地域活性化や農山村への移住・定住を支援する。

2 危機事象に備えた「食料生産・供給体制」の強化

(1) 自然災害や家畜伝染病等への対応

頻発化・激甚化する豪雨災害や「南海トラフ巨大地震」等の大規模災害からの早期営農再開に向けた農業版BCPの実効性向上を図るとともに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の防疫等危機事象に対する備えを強化する。

(2) 農地集積への対応

農地利用の効率化・高度化を図るため、農地中間管理機構を活用し、多様な担い手への農地集積を促進するとともに、地域に適した作物を導入し農地の有効活用を推進することで、経営規模拡大や耕作放棄地の発生防止・解消を図る。

(3) 水田・園芸農業の振興

活力ある多様な水田・園芸農業の実現に向け、飼料用米、WCS用稲等の

生産拡大を推進するとともに、地域の実情に即し園芸品目を組み合わせた水田有効利用の取組を支援する。

また、農業経営の安定化を図るため、規模拡大を促進するとともに、施設園芸における環境制御型の次世代園芸施設の導入、集出荷の効率化等、生産から流通に至る一体的な構造改革を進めることで、地域農業の振興を図る。

(4) 畜産業の振興

県産畜産物を安定的に供給するため、生産コスト低減、畜産物の高品質化、6次産業化等、畜種ごとの特性に応じた経営の安定化を支援するとともに、「JGAP家畜・畜産物」等の認証取得に向けた取組を支援する。

3 「スマート農業」の実装と労働力確保

(1) スマート農業の実装

農業の生産性を向上させるため、アグリサイエンスゾーンを拠点として、AI、IoT、5Gやロボット等を活用した新たな技術の生産現場への導入や次世代型農業支援サービスの利用等、農業のDXを推進する。

(2) 人材育成・確保

新規就農者を確保するため、とくしま農林水産未来人材スクールが推進母体となって、本県の農林水産業の魅力や各アカデミーの研修内容、就業支援制度等を発信するとともに、就農希望者や新規就農者に対して、就農相談や生産技術、経営管理能力向上のための支援を行う。

また、地域の中核となる農業者を育成するため、経営改善や農業経営の法人化を支援するとともに、アグリビジネスアカデミーにおいて経営感覚に優れ、スマート農業に対応できる人材の育成に取り組む。

さらに、集落営農組織の育成、女性農業者の活躍促進や農福連携の強化、農繁期における労働力の円滑な確保を推進する。

4 「持続可能（サステイナブル）」な農業の実現

(1) 地球温暖化対策

地球温暖化による気候変動の影響を回避・軽減するため、気候変動に対応した品目、品種、作型等の選定や新発生・難防除病害虫に対する防除技術等生産技術の普及に取り組む。

(2) 鳥獣による被害の防止

野生鳥獣による農産物等の被害防止を効果的に進めるため、関係機関が連携し、侵入防止柵の整備をはじめとする地域の実情に合わせた取組や、被害対策を担う人材・地域ぐるみで被害防止に取り組むモデル集落の育成、捕獲鳥獣をジビエ等に利活用する取組等を支援する。

(3) 食育・地産地消の推進

食や地域農業に関する正しい知識を身につけ、食を通して豊かな人間性を育むため、農業体験学習や出前講座等を通じた食育活動を推進するとともに、県産農産物に親しむ機会や地産地消の取組の核となる直売組織やグループの

育成・強化を支援する。

(4) 安全・安心な食料の安定的な供給

GAP（農業生産工程管理）を導入した「とくしま安²農産物（安²GAP）」認証制度の取得を基とし、国際水準GAP取得に係るステップアップを支援するとともに、農薬の適正使用の徹底等により、安全で安心な食料の供給を推進する。

また、有機物資源の循環利用による土づくりや化学肥料・化学農薬の使用を低減する技術（総合的病害虫・雑草管理等）の普及や農作業安全の推進を図り、環境に配慮した農業を推進する。

第2 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

農業者の高度で多様なニーズ及び地域の農業事情や特殊性に配慮して、関係機関・団体との連携のもと適切な役割分担を行い、地域農業の課題、農業振興方針、専門分野等に配慮して普及指導活動が行えるよう、普及指導員の適正かつ効率的な配置に努める。

(1) 高度技術支援課

高度技術支援課には、高度な専門性を有し、研究・教育・行政等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、普及指導員の専門分野毎における普及指導活動の総括・指導、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談・支援対応を担う農業革新支援専門員を配置する。

また、高度技術支援課の活動範囲は県下全域とし、協同農業普及事業の運営に関する指針に定める農業革新支援センターに位置づける。

(2) 農業支援センター

農業支援センターは、県下7か所に配置し、重点的に地域農業の振興支援活動等を行う。

また、農業支援センターには、地域農業の振興やビジョン策定のコーディネートを行うとともに、ブランド産地の育成、担い手の確保と、農村の活性化や地域農業振興上の重要課題の緊急的な解決に取り組む普及指導員を配属するものとする。

(3) 農業大学校

農業者に対する農業技術等に関する研修センターとしての機能を充実するため、知識技術と豊富な経験を備えた指導力のある普及指導員を配置する。

2 人事交流の促進

普及指導員の専門性と地域農業のニーズを考慮し、持てる技術、知識及び経験を活かせるよう普及指導員を配置するとともに、普及指導員の技術力をはじめ総合的な指導力の向上を図る観点から、普及指導員と研究員や関係行政職員との計画的な人事交流について配慮する。

また、農業者との信頼関係を維持し、継続的な普及指導活動を行えるよう、

普及指導員の在任期間について配慮する。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 普及指導員の資質向上に関する基本的な方向

高度な技術をもつスペシャリストや、コーディネート力を有するアドバイザーとしての普及指導員の養成は重要かつ緊急な課題である。

また、農業を取り巻く情勢変化を踏まえ、技術革新や多様化・高度化する農業者の要請に即応していくため、高度で専門的な技術や経営指導能力を中心に総合的な課題解決能力の向上が図られるよう、マーケティングや民間企業等、異業種の要素も取り入れながら研修の充実強化に努める。なお、必要に応じて、試験研究施設・農業大学校等の既存施設を研修に活用する。

さらに組織内における普及指導のノウハウの継承も重要であり、普及指導員同士の相互学習を効果的に活用するとともに、所属内において次世代の若手へ、集合研修、OJTを通じて知恵や経験が継承できるような組織体制を構築する。

2 普及指導員の研修

普及指導員に対する研修は、人材育成計画及び年度毎の研修実施計画を作成して計画的な実施を図る。

人材育成計画については、県農業の振興方策や長期的な視野に立った課題解決及び国の各種施策の展開等において、普及指導員に求められる機能が発揮されるよう留意する。

年度毎の実施計画については、人材育成計画の段階的な実施とともに、各地域及び市町村、農業協同組合等における重要・緊急な課題解決を支援することを主眼において策定する。

研修実施に際しては、経験年数にとらわれることなく、普及指導員個々の技術水準や経験の蓄積等を踏まえながら、任地における課題解決に必要な能力が強化されるよう努めるものとする。

また、研修実施前には、研修毎に到達目標を定め、受講者の認識を促すとともに、実施後には、到達度の把握に努め、次年度の実施計画に反映させるものとする。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導にあたっては、公的機関が担うべき分野の取組強化や対象者の重点化に対応し、次に掲げる視点を踏まえて、効率的かつ効果的な普及指導活動を展開する。

また、指導対象者の経営情報等に関しては、適切に取り扱う。

1 効果的な普及指導活動体制の構築

本県では、普及組織、試験研究組織及び教育研修組織の3機能を統合した「徳島県立農林水産総合技術支援センター（以下「総合支援センター」という。）」を設置している。

普及組織の機能は次のとおりとする。

(1) 経営推進課

総合調整、情報交換等を総括的に担い、普及・研究・教育の各機関との連携を強化しながら、普及事業が総合的かつ効率的に機能するよう活動する。

(2) 高度技術支援課

県下全域の農畜産物の生産に関し、試験研究機関や農業支援センターと連携し、より高度な技術指導及び、試験研究機関等で開発された技術の広域的な普及を行うとともに、現場における重要な課題については、重点プロジェクトと位置づけ、活動を推進する。

また、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する個別相談・支援活動を行うとともに、普及指導員の資質向上のための研修を実施する。

(3) 農業支援センター

地域農業の振興やビジョン策定に関するコーディネートを行い、担い手の維持・確保とともに農業の振興、農村の活性化を推進する。

その推進にあたっては、技術指導を基本に、コーディネート力を駆使しながら農業者・市町村・農業協同組合等と連携し、普及組織が地域農業のビジョンを描きながら地域づくり、人づくり、産地づくり等を支援する。

また、産地振興に係る現地対応とともに、地域におけるブランド産地の強化と新規園芸産地の早期育成等、農業振興上の重要課題を緊急的に解決するため、効率的かつ効果的な活動を行う。

2 普及組織、試験研究組織、教育研修組織の一体的な連携

各組織が一体となった体制により、有用な情報の共有化・高度化が図られ、総合支援センターとして、各業務をより効果的・効率的に行っていくとともに、各部門が有機的に結合し、総合的に機能を発揮し、農業者の要望に的確に対応できる「高度で迅速なワンストップサービスの提供」をスムーズに行うものとする。

また、独立行政法人の研究機関や大学等において蓄積されている高度な先進技術情報や開発技術の活用を図るとともに、先導的な農業者や民間企業等との産学官の連携に努め、効率的な普及事業の推進を図るものとする。

なお、普及指導員は、研究開発に企画段階から参画し、現場の課題を伝えること等により、現場ニーズに即した実用性の高い技術が開発されるよう努めるものとする。

3 普及指導計画の策定及び評価

高度技術支援課及び農業支援センターは、管内の普及指導活動を総合的かつ計画的に行うため、本「実施方針」に即し、本県の農業及び農村の発展の長期的方向を踏まえて、普及指導計画を策定する。

普及指導計画は、計画の期間を3か年とする「基本計画」と、計画の期間を1か年とする「単年度計画」とし、地域農業、農村の現状や農業者のニーズ、農政推進上の課題等を踏まえて作成する。

活動に際しては、活動記録の蓄積と共有化を進め、課題の進展に応じた計画的な進捗管理を行うとともに、適切な効果測定指標の設定に努め、内部評価による普及指導活動の効果測定を行う。

また、先進的な農業者や関係機関等を含めた委員による外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、普及指導活動の高度化、効率化等に反映させていく。

4 重点化による効率的・効果的な普及指導活動

今後、連携活動を強化する主たる事項は、次のようなものである。

限りある人的資源を有効に活用し、着実かつ効率的に普及活動の成果を上げていくため、各地域において設定した課題の中から経営推進課、高度技術支援課及び農業支援センターが協調して検討し、重点課題を設定する。また、複数の農業支援センターが抱える共通の課題を解決するため、広域的連携課題を設定する。課題解決にあたっては、関係機関や他部局と十分連携して活動する。

試験研究機関で開発された新技術の早期の普及や、生産現場で必要とされる高度な技術の開発・創造を目的に現地等において現場解決型の実証試験を積極的に実施し、課題解決を図る。多様な担い手への就農・技術支援等に対しては農業大学校等との連携を一層促進する。

加えて、ICTの活用により、関係機関や農業者とのデータの相互利用や、リモートによる研修会、農業者や関係者に対する情報発信等、効果的・効率的な普及指導活動に努める。

5 関係機関等との役割分担

(1) 市町村

市町村は、地域の農業振興計画の策定を行うとともに、農業振興に係る関係補助事業等を実施する過程で、県との連携のもと農業者等への多様な支援を行っている。

その計画策定や事業実施に際し、農業支援センター等が必要な支援を行う。

(2) 農業関係機関

① 農業協同組合は、農作物の栽培や家畜の飼育管理等について技術の高位平準化、産地づくりのための農業者の組織化、生産履歴記帳等、マーケティング活動や食の安全安心対策等の重要な機能と役割を担っている。

今後とも役割分担を明確にしながら、必要不可欠な普及手法や高度技術に関する知識等については、総合支援センターが連携して、必要な支援を行っていくものとする。

② 指導農業士等地域指導者には、革新的先進技術の実証展示や、青年農業者や農業大学校生をはじめとした就農を目指す者の現地実習を担っていたきながら、地域における農業者の先導役として一層の連携・協力体制を積極的に構築する。

また、農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員は、その役割を適切に果たすため、先進的な農業者や地域のリーダーとのパートナーシップを構築するよう努めるものとする。

- ③ 一般社団法人徳島県農業会議は、農地の有効利用，担い手育成，新規就農支援に関して様々な支援を実施するほか，県農業法人協会や県担い手育成総合支援協議会等担い手組織の運営業務を行っている。

また，公益財団法人徳島県農業開発公社は，農地中間管理機構，とくしまブランド推進機構，徳島県青年農業者等育成センターとして，農業の規模拡大，担い手育成，マーケットイン型の生産・流通・販売の総合的な支援を行っている。

農業支援センターは，これらとの連携強化や役割分担を図りつつ，効率のかつ効果的な普及活動を実施する。

(3) 民間企業等

他産業の企業等との連携を通して，その経営感覚に優れた企業等のノウハウを積極的に活用していく必要がある。農業経営体の効率的な経営管理，労務管理，経営マネージメント等について，税理士，会計士，中小企業診断士及び商工会議所等との連携を図る。

食品加工業や小売業等の企業においては，原材料の需要ニーズ把握や商品の共同開発，マーケティング情報等，種苗や農薬，肥料，機械メーカー等農業関連企業においては，最先端の現場技術の開発等について，それぞれ連携を図る必要がある。

農福連携を一層進めるため，農業者への障がいの理解醸成やマッチングについて，特定非営利活動法人とくしま障がい者就労支援協議会等と連携して行う。

こうした企業等との連携は，技術・経営面での一定のルールづくりを行った上で，情報交換はもとより積極的な民間活力の導入等に努めるものとする。

6 農業研修教育の充実強化と農業に関する教育への取組

農業支援センターは，青年農業者の育成や新規就農者の支援に関し，農業大学校とともに中心的機能を果たすよう，きめ細かな情報提供，自主的な研究活動に対する支援や就農相談活動等に努め，その際，先進的な経営を実践する指導農業士等からの積極的な協力を得るものとする。

また，高校生の農業研修や小・中学校等の農業体験学習への支援等，学校教育との連携を図りつつ，教育現場における農業への理解促進の取組を推進する。

さらに，農業大学校は，実習と講義等を組み合わせた実践的な研修教育を通じて，将来の農業・農村を担う人材の育成と，新規就農希望者や農業者の経営の発展段階に応じた研修教育を行う総合的な生涯教育の拠点施設として，本科，研究科及び研修課程を設置し，試験研究組織や普及組織との連携の促進等により，研修教育機能の一層の充実強化を図るものとする。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 各種行政施策の積極的活用と協力体制の整備

普及指導活動の効果的な展開のため、各種制度資金・補助奨励事業を有用な手段として普及指導計画に明確に位置づけ、積極的に活用・推進を担う。

さらに、全国的な課題に対する効果的な普及指導活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報共有等に努めるものとする。

また、普及指導活動と各種行政施策や関係機関との密接な連携を確保するため、関係機関等で構成する指導班活動や地域農業改良普及協議会等の活性化や機能の充実を図る。

2 海外技術協力への対応

普及指導員の国際感覚の涵養を図る観点から、普及組織による海外からの要請に基づく農業研修生等の受入体制を整備し、海外の普及事業関係者との交流促進を図るとともに、海外技術協力に関して組織的に情報の収集・交換・提供等積極的な対応を推進する。

3 その他

この方針に定めのない事項については、「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」に即して行うものとする。